

# トピックス



## 節分祭

2月3日、区内各所で節分祭が行われました。月島西仲通りで行われた月島観音豆まき行事では、通りに特設ステージが設置され、開始の合図と共に一斉に豆まきが始まりました。集まった大勢の人たちが福を授かろうと手を高く上げ、周囲は歓声に包まれていました。

## 手話通訳・要約筆記サービスののご案内



手話通訳者が窓口でお手伝いします。

聴覚などに障害のある方が区役所に来たときに手話を用いて円滑なコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者が各種相談や手続きのお手伝いをしています。

**利用日時**  
毎週金曜日  
午前10時～正午、午後1時～3時  
**利用方法**  
区役所1階受付(まごころ)

凡例

☎ 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス

✉ Eメールアドレス

ステーション)にお申し出ください。

手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

聴覚などに障害のある方に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

**派遣時間**

手話通訳者および要約筆記者それぞれ月20時間以内

◎1回2時間を単位とし、これを超える場合は1時間単位で加算されます。

**申請手続**

・登録

本人、家族または代理の方が区役所4階障害者福祉課へ申請してください。

・派遣の申込

中央区社会福祉協議会ボランティア・区民活動センターへ派遣希望日の5日前までに申込んでください。

◎詳しくはお問合せください。  
☎(3546)5697  
FAX(3544)0505

### 別表1 加入者の手続き

種別	こんなとき	届出に必要なもの	届出場所
第1号被保険者 (20歳以上60歳未満の自営業者、学生など)	20歳になった	日本年金機構から送付される資格取得届(なくても可)	区役所4階保険年金課または日本橋・月島特別出張所
	会社などに就職した	勤務先へお問合せください。	勤務先
	第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先へお問合せください。	配偶者の勤務先
第2号被保険者 (厚生年金や共済組合など職場の年金に加入している人)	住所・氏名を変更した	年金手帳	区役所4階保険年金課または日本橋・月島特別出張所
	国外へ転出する(※1)		
	国外から転入した(※2)		
第2号被保険者 (厚生年金や共済組合など職場の年金に加入している人)	会社などを退職した	年金手帳・退職証明など退職日が分かる書類	勤務先
第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)	20歳になった	年金手帳・扶養からはずれた日が分かる書類	区役所4階保険年金課または日本橋・月島特別出張所
	離婚・本人の収入増加で扶養からはずれた	年金手帳・配偶者の年金手帳・退職証明など配偶者の退職日が分かる書類	
	配偶者が退職した	年金手帳	
第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)	配偶者が65歳になった	年金手帳	配偶者の勤務先
	配偶者が転職した	配偶者の勤務先へお問合せください。	
	住所・氏名を変更した	配偶者の勤務先へお問合せください。	

※1 国外へ転出した場合、国民年金は強制加入ではなくなります。転出の届出後、資格喪失の届出が必要です。希望により任意加入できます。  
※2 国外から帰国した場合、国民年金は強制加入となります。転入の届出後、資格取得の届出が必要です。任意加入中の方も切替の届出が必要です。

**国民年金**  
国民年金の加入者は、別表1に掲げる事項に該当する場合は、速やかに届け出なければなりません。届出が遅れたり、届け出ないと、将来受け取る年金額が減らされたり、年金を受けられなくなる場合もあります。

また、年金の受給者が別表2に掲げる事項に該当する場合も、必ず届出を行ってください。詳しくはお問合せください。

中央年金事務所  
☎(3546)5371  
☎(3543)1411(代)

## 日曜納付相談

住民税・保険料(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度)の納付と相談の窓口を開設します。

◎当日の相談は納税のみです。課税の相談や課税証明書の発行は行いませんので、ご注意ください。

◎未納がある場合、区から電話で納付のお願いをします。

**住民税納税相談**  
区からお送りした通知書や納付書、収入や生活状況を確認できる書類をご持参ください。当日納付もできます。

**日時** 3月1日(日)  
午前10時～午後4時  
**会場** 区役所2階税務課  
☎(3546)5279

**日時** 3月8日(日)  
午前10時～午後4時  
**会場** 区役所4階保険年金課  
☎(3546)5365

### 別表2 受給者の手続き

こんなとき	届出に必要なもの	届出場所	備考
氏名、住所、支払金融機関を変更した	氏名変更届 住所・支払機関変更届	中央年金事務所	変更届、再交付申請書は区役所4階保険年金課、日本橋・月島特別出張所にあります。
年金証書を紛失・毀損した	再交付申請書		
年金受給者が死亡した	死亡届 未支給年金請求書		

◎手続きには添付書類が必要な場合がありますので、事前にお問合せください。



▲榎森神社

江戸時代は、社地の西に舟入堀(東堀留川)があり、ここから東岸の新材木町(現在の旧町名)に鎮座する杉森稲荷社へ至る横丁は「稲荷新道(杉森新道)」と称される参道となっていました。なかでも境内で催される「富くじ(御免

富くじ)や「奉納花相撲」などは、江戸市民の人気を博し、古くから信仰を集める神社として知られていました。現在の榎森神社(明治9年からの社号)は、関東大震災後の昭和6年(1931)に再建されて今日に至っています。震災復興後の社殿再建に際しては、当社が市街地建築物法(現在の建築基準法)の甲種防火地区であったこともあり、境内地の建物はずべて不燃材料で構成された耐震・耐火構造となりました。

石造の玉垣で囲まれた社地の東西両方に「鳥居」(RC造)が建ち、境内に入ると西側の鳥居脇に「水盤舎」(SRC造)、中央に「社殿(本殿・幣殿・拝殿)」、右手に「社務所(神輿庫と接続)」、(RC造)、社殿の前方に独立して「神楽殿」(SRC造)が配置されています。なお、当社には当時作成された各建造物の工事仕様書や設計図面(約60葉)などの資料類も現存しており、震災復興建築の詳細を知ることができます。詳細な図面によらずとも、境内の各建造物に目を凝らしますと、鉄骨または鉄筋コンクリート造の建物でありながら、伝統的な神社建築の形式や意匠が随所に用いられていることに気付きます。そして、当社の復興に携わった設計者・施工者の意図や技術が伝わってくるのではないでしょうか。幾多の災害を乗り越えて復興した榎森神社は、貴重な文化財であるとともに、今もなお鎮守の森として存在しています。

中央区総括文化財調査指導員 増山一成

ちょっと知っ得 / 区内の文化財

榎森神社  
附 造営関係資料  
区民有形文化財  
建造物

日本橋堀留町一丁目  
10番2号 榎森神社